

岩手県の産廃処理業者の「第1回目の格付け」 77社が基準適合業者として認定される！

- ・岩手県は、「循環型地域社会の形成に関する条例(平成15年4月1日施行)」で、優良な産廃処理業者を育成するため、「産廃処理業者育成センター制度」による「産廃処理業者格付け制度」と「事故時等の産廃処理業者保証金制度」を設けています。
- ・その実施機関として、(社)岩手県産業廃棄物協会を指定していて、同協会は「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」を設けて、同センターがH16年3月30日付けで第1回目の格付けを行いました。
- ・岩手県で知事の許可を受けている産廃業者(収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者)は、同協会に加盟している業者で約220社、全体では県内約700社及び県外約500社になりますが、第1回目の審査には82社から申請があって、77社が“**基準適合産廃処理業者**”として認定されました。
- ・その内訳は、(県内73社、県外4社)で、
収集運搬のみ37社、収集運搬と中間処理が22社、中間処理のみ9社、
収集運搬と中間処理と最終処分が8社、中間処理と最終処分が1社
- ・また、万が一の不法投棄・不適正保管等に対応するための“**保証金制度**”(保証金:100万円/社、同協会加盟業者は50万円/社)では、54社(加盟業者53社、一般業者1社)から2,750万円が預託されました。

- ・格付けは、産廃処理業者が申請書に自己評価表【共通編・施設編】を添付し、それが認定委員会の定める基準に適合していると、“**基準適合産廃処理業者**”として認定される仕組みになっています。
- ・【共通編】については、評価項目として〔必須項目〕〔加点項目〕〔減点項目〕があって、〔必須項目〕は満たして、〔加点項目〕と〔減点項目〕の総和が基準点をクリアーしているかどうかで、認定の可否が判定されます。
- ・【施設編】については、認定の前提条件として、申請者の施設が規定の状況にあるかがチェックされます。
- ・認定の有効期間は2年間で、その間、認定時の評価項目が維持される必要があります。

- ・格付けは、優良な産廃処理業者の発展に寄与するものと期待されていますが、同時に、排出事業者が処理業者を選択する際の参考にもなると期待されます。
- ・排出事業者としては、認定がどのような評価項目に拠っているのかが関心事です。
それは、別ページの(環境基礎知識 E-4)を参照。